

第 3 回東近江市景観審議会の結果について

1. 会議方法 書面会議
2. 付議案件 議案第 1 号
東近江市景観計画景観形成基準の特例の適用承認について
行為の場所 東近江市栗見新田町 1526 番 7 号
申請物件 携帯電話基地局
3. 付議理由 本市景観計画では、琵琶湖・伊庭内湖景観形成重点地域内で工作物を建設する場合、高さ 13m 以下とすると定めている。但し、その物件の公益性が高く、景観審議会の承認を得た場合に限り、基準値より高い工作物の建設も認められる。今回の届出では、13m を超える工作物のため、市長より諮問があり、審議会に付議した。
4. 提案日 平成 23 年 8 月 25 日
5. 表決締切日 平成 23 年 9 月 2 日
6. 結果 表決 9 人中 9 人(議長を除く)
承認する 9 人
承認しない 0 人

よって、第 3 回東近江市景観審議会 議案第 1 号「東近江市景観計画景観形成基準の特例の適用承認について」は承認する。

(付帯意見)

- ・ 届出工作物の用途は公益性が高い。
- ・ 棒状の工作物で、高さに比較して先端は細く、ボリュームが大きくない。
- ・ 色彩の考慮がなされている。

以上のことなどから、周辺景観に与える影響は少ない。